

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

本件見積合わせに参加を希望する者は、本書記載事項、契約書案、当局提示事項等を熟知すること。なお、本件は、電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)を利用することができる案件である。

令和6年10月23日

支出負担行為担当官

札幌法務局長 中 村 誠

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

札幌法務局小樽支局庁舎構内除排雪業務請負契約

(2) 業務の内容等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」において、D等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有していないものであつても、6(1)アにより十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は

その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第1合同庁舎2階 札幌法務局会計課用度係 高関

電話：011-709-2311（内線2125）

FAX：011-709-2492

メールアドレス：kaikei01_sapporo_moj_bal@i.moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

本公示日から令和6年11月1日（金）まで、3の場所及び電子調達システムにおいて行う（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）。

5 仕様等に関する質問について

(1) 質問期限

令和6年10月29日（火）午後5時00分

(2) 照会先

3のとおり

(3) 質問方法

質問書は、別紙1の様式により書面で提出すること。郵送、FAX又は電子メールによる提出も可とするが、送達確認を必ず行うこと。

(4) 回答

令和6年10月31日（木）午後5時までに、質問者に対して電子メール又はFAXで回答する予定のほか、札幌法務局会計課前掲示板に掲出する。

6 事前提出書類の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し1部又は本件業務と同等以上の業務実績を有することの証明書1部（任意様式で可。本件見積合わせの公示日を起点とした過去3年間において、官公署における実績を記載の上、実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。）

イ 誓約書（別紙2の様式による。役員等名簿添付）1部

(2) 提出期限

令和6年11月1日（金）午後5時00分

(3) 提出方法及び提出場所

3の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

なお、審査結果が不合格である場合は、令和6年11月5日（火）午後5時までに当方から提出者へ連絡する。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による）

ウ 電子メール

※事前提出書類は、電子調達システムにより提出することができないため留意すること。

7 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後5時00分

(2) 提出方法及び提出場所

3の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限

必着とする。

なお、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による）

ア又はイの方法で提出する場合、見積書は、封筒に入れ、封印の上、提出することとし、見積書を入れた封筒の表面には、必ず、見積件名（札幌法務局小樽支局庁舎構内除排雪業務請負契約）及び見積者名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きすること。

ウ 電子メール

件名は「札幌法務局小樽支局庁舎構内除排雪業務請負契約の見積書」とすること。

エ 電子調達システム

8 見積合わせの日時

令和6年11月8日（金） 午前9時00分（非公開）

9 見積書に記載する見積価格及び電子調達システム上に入力する見積金額

(1) 計算方法

仕様書別紙1の作業品目及び予定数量を確認し、①「各作業品目1時間当たりの単価」、②「①に各作業品目の予定数量を乗じた額」及び③「②を合算した額」を見積書に記載すること。

ただし、最大積載量4トンダンプトラックの1時間当たりの契約単価は、最大積載量10トンダンプトラックの1時間当たりの契約単価に0.69を乗じて得た単価（1円未満は切捨て）となる。

なお、業務の実施回数は流動的であり、予定数量は契約期間中に保証する数量ではない。

(2) 消費税の記載方法

見積書には、消費税及び地方消費税を含めた総価を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

電子調達システム上に入力する見積金額は消費税及び地方消費税を抜いた総価とすること。また、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付すること。

10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

11 その他

(1) 本件については、契約保証金を免除する。

(2) 見積合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積合わせ参加に要する一切の費用を負担する。

- (3) 契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた契約書を作成する。
- (4) 電子調達システムで見積合わせまでの手続を行い、契約事務等（契約の締結、請求等）については、受注者と協議の上、電子調達システム使用の有無を決定する。
- (5) 詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。
- (6) 見積合わせ参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

質 問 書

令和 6 年 月 日

支出負担行為担当官

札幌法務局長 中 村 誠 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の資格氏名

担当者の氏名及び連絡先

件名 札幌法務局小樽支局庁舎構内除排雪業務請負契約

番 号	質 問 事 項

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

札幌法務局長 中 村 誠 殿

令和6年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

担当者氏名及び連絡先

※ 添付書類：役員等名簿

